

太子町LED照明灯導入促進事業
予想されるリスクと責任分担

平成29年6月

太 子 町

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本町	事業者	
前 段 階	実施要項の誤り	実施要項の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止・延期	本町の指示		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○	○
事業者の事業放棄、破たんによるもの				○	
本町の事業放棄、破たんによるもの			○		
計 画 ・ 設 計 段 階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による）	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ （設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本町の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○		
工 事 段 階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災などによる設計変更詳細は契約書による	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本町の指示条件、指示不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
	工事遅延・未完工	本町の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
	工事費増大	本町の指示、承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
性能	要求仕様不適合		○		
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○		
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○		
支 払 関 連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）	○		
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○	
	金利	市中金利の変動		○	
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任 ※1	○		

※事業遂行に当たって障害となる、事業範囲外の不具合。

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本町	事業者
維持管理 関連	計画変更	用途の変更等、本町の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		○
	設備の損傷	本町の故意・過失または施設に起因する設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意・過失または設備に起因する施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設・設備の損傷	○	○
	瑕疵担保	設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による設備等の損傷	○	○
機器の不良	機器が所定の性能を達成しない場合		○	
光熱費単価	光熱費単価の変動による事業効果	○		
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○